

修正履歴

【令和6年3月9日修正】

要旨 表3 「※6 21兆円は公的支出額。民間主体の建物耐震対策に対する公的支出額は未定のため21兆円以上と記載」を追記

P4 営為 → 鋭意

P5 「本委員会の検討の中心は「公共インフラ」である」を太字

P6 対策によって税収が縮小する → 対策によって税収が拡大する

P7 「地震災害については必ずしも推計が容易でないため」 →

「地震災害における資産被害については、内閣府で首都直下地震・南海トラフ地震において推計されているが、各種の強靱化対策に伴う減災効果については必ずしも推計が容易でないため」

P16 「※ これら①～③の対策を通して到達不可能な地区が減少して経済被害が縮小すると同時に、対策①の高速道路整備ならびに対策①～③による道路の破断率が変わることによって、リカバリーカーブがより早期に回復する形状となり経済被害が縮小する」を追記

【令和6年3月14日修正】

要旨 表1 ※1の文末に「ただし政府が現在採用しているプライマリーバランス黒字化規律（PB規律）を掲げている限り、復興事業費に相当する額の「増税」が後に行われる事になり、その結果、その増税額に乗数効果に乗じた金額分、経済被害が拡大することになる。したがってPB規律が有る限り、復興事業費の多寡に拘わらず経済被害は、最終的にはここで報告した推計値の水準となる点に留意されたい。」を追記

P1 （次ページ参照）を削除

P6, P12 国民総生産 → 国内総生産

P7 「また、本報告書で報告する「経済被害」は、事後の復興がなされないと想定した場合の推計値であり、復興事業がなされた場合には、この経済被害は、その復興事業費に乗数効果を加味した分、軽減されることになる。ただし、政府が現在採用しているプライマリーバランス黒字化規律（PB規律）を掲げている限り、復興事業費に相当する額の「増税」が後に行われる事になり、その結果、その増税額に乗数効果に乗じた金額分、経済被害が拡大することになる。したがってPB規律が有る限り、復興事業費の多寡に拘わらず経済被害は最終的にはここで報告した推計値の水準となる点に留意されたい。」を追記

【令和7年4月11日修正】

P12 公的支出19兆円 → 21兆円